

令和6年度採用 景観届出・協議専門員 (会計年度任用職員) 募集案内

1 応募受付期間

郵送申込	令和6年1月30日(火) ～ 令和6年2月13日(火)【必着】
電子申込	令和6年1月30日(火) ～ 令和6年2月13日(火) 23時59分【受信有効】

2 募集内容

職名	景観届出・協議専門員
採用予定人数	1人
職務の概要	景観法に基づく届出及び協議に関する事務
勤務地	福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室 (福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所本庁舎4階)
任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用(翌年度も採用)を4回まで行うことがあります。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することになります。
受験資格	1. 次の要件をすべて満たすこと (1) 次のいずれにも該当すること ア 建築士法第2条第1項に基づく一級又は二級建築士、もしくは建設業法第27条第1項に基づく一級又は二級施工管理技士 イ 建築士法第23条に定める建築士事務所又は建設業法第3条第1項に定める建設業の営業所において、3年以上の建築物の設計、工事監理等の業務に従事した経験を有する者 ※経験年数については、令和6年1月1日を基準とする。 ※アルバイト、パート等の期間は経験年数から除く。 (2) 一般的なパソコン操作(ワード・エクセルなど)ができること (3) 任用期間を通して確実に職務に従事できる人 2. 次のいずれにも該当しない人 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 3. 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する(見込みがある)人 ※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

3 選考の日時・会場・内容・合否発表

	一次選考	二次選考
日時・会場	令和6年1月30日（火） ～令和6年2月13日（火）	2月下旬頃に福岡市役所で実施予定。詳細は一次選考合格者に通知。
内容	書類審査	面接・口頭試験
合否発表	令和6年2月16日（金）頃に全員に郵送予定。	令和6年3月上旬頃に二次選考受験者全員に郵送予定。

※最終合否発表は、3月上旬頃に福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に文書で通知します。

4 合格から採用まで

地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

勤務日	週5日勤務（月曜日から金曜日）
休日	土日祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）
勤務時間・休憩時間	週の勤務時間：27時間30分 1日の勤務時間：午前9時半から午後4時まで 休憩時間：正午から午後1時まで
給与	月額166,355円から184,778円（地域手当を含む。） ※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与月額を決定。
期末手当	年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月55,000円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などを支給
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用あり
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・報酬等支給日：毎月20日 （ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当は翌月20日） ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更

6 応募方法等

提出書類（『景観届出・協議専門員 申込書』は、都市景観室窓口、福岡市役所 1 階情報プラザ、市ホームページで配布。）を、電子申請または郵送申込のいずれかの方法で応募してください。

（１）電子申請（電子メールによる申込み）

受付期間	令和 6 年 1 月 30 日（火）0 時 00 分～令和 6 年 2 月 13 日（火）23 時 59 分【受信有効】
申請方法	電子メールにて申込みができます。 次項に記載のメールアドレス宛てに、提出書類を添付し、送信してください。
申請先メールアドレス	toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp
注意事項	・電子メールの件名は「景観届出・協議専門員 受験申込」としてください。 ・使用するパソコン等の機器の故障や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込みください。

（２）郵送申込

受付期間	令和 6 年 1 月 30 日（火）～令和 6 年 2 月 13 日（火）【必着】
提出方法	・郵送又は持参。 ・【郵送の場合】封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、郵送。 ・【持参の場合】受付期間中の平日 9 時 30 分から 17 時（正午から 13 時を除く）の間に都市景観室窓口にて提出。
提出先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室

（３）提出書類（提出された書類は返却いたしません。）

ア 申込書（『景観届出・協議専門員 申込書』）

※受験資格（１）イに記載の業務従事経験については、任意の書式（A4・1 枚以内）での提出も可能です。

イ 一級又は二級建築士免許証、若しくは、一級又は二級建築施工管理技術検定試験合格証明書の写し

7 その他

- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から 1 か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室（福岡市役所本庁舎 4 階）
TEL：092-711-4589 FAX：092-733-5590